統計調査支援システム賃貸借業務 仕様書

1 契約の名称

統計調査支援システム賃貸借業務(長期継続契約)

2 目的

国勢調査等の期間統計調査に係る調査区地図や要図の作成、印刷及び調査員の配置・管理等を効率的に行うことを目的として統計調査支援システムを導入する。

3 賃貸借期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日までの60ヶ月間

地方自治法第 234 条の3に規定する長期継続契約とし、契約期間を5年とする。ただし、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削除された場合または年間予定賃貸総額未満に減額された場合は、本賃貸借契約を解除する。

4 納入場所

明石市相生町2丁目5番15号 明石市役所北庁舎2階 明石市情報管理課統計係

5 導入スケジュール

契約締結日~令和5年11月30日まで システム導入及びデータセットアップ 令和5年12月1日 本番稼働

6 業務内容

- (1) 納品物及び仕様
 - ① 統計調査支援システムのソフトウェア及びライセンス 1 式 詳細は別紙「機能仕様書」のとおり。
 - ② 統計調査支援システムを稼働するハードウェアの賃貸借

ア パソコン1式(参考品番: ESPRIMO FMVD5404CP 同等以上)

形式:デスクトップパソコン(キーボード+マウス+ディスプレイ)

性能: CPU インテル Core-i5 2.5GHz 以上

メモリ 8GB

HDD 500GB または SSD 512GB

内臓装置 スーパーマルチドライブ

OS: Windows11Pro

Office: Professional 2021

ディスプレイ: 23.8 型ワイドディスプレイ(参考品番 LCD-AH241EDW-A 同等以上)

保守:5年間オンサイト保守

製造者の指定:富士通株式会社・Dynabook 株式会社・レノボ・ジャパン合同会社・

日本電気株式会社・エプソンダイレクト株式会社

イ バックアップ用外付けハードディスクドライブ(参考品番 ELD-EEN010UBK)

容量:1TB 保守:5年間

その他:設置にあたっては、セキュリティーワイヤーを使用し、盗難防止措置を講じること。

③ 統計調査支援システムの稼働に必要なソフトウェア及びそのライセンス。ただし、 ウィルス対策ソフトは本市にて調達する。

(2) システムの導入について

- ① 本件賃貸借物件であるパソコン等を納入場所に設置し、統計調査支援システム、その他動作に必要なソフトウェアおよび背景住宅地図を導入し、本番稼働日までにセットアップを行うこと。
- ② 登録調査員情報は、本市が保有するエクセルデータまたはCSVデータ等を加工 し、本番稼働日までにシステムに登録を行うこと。登録後のデータの検証もこの契約 の範囲内とする。
- ③ 紙ベースの登録調査員情報は、本市が入力作業を行う。
- ④ システム導入時の背景住宅地図については、㈱ゼンリン製の電子住宅地図(Zmap TOWN II 明石市版)をセットアップすること。
- ⑤ 本市が提供する、現行システムより取り出したシェープファイル形式の調査区データを本稼働日までに新システムに移行すること。なお、移行対象は令和2年国勢調査、令和3年経済センサス、令和5年住宅・土地統計調査とする。
- ⑥ 契約締結日から2週間以内に、システム導入計画書を本市へ提示し、スケジュール について本市の承諾を得ること。
- ⑦ システムの本番稼働にあたっては、セットアップデータの検証、システムの動作テストを行い、検証結果について本市の承諾を得ること。

(3) その他契約に含む費用

① ゼンリン地図複製利用料 令和7年国勢調査実施年度 A3サイズ 4,800 枚 その他の年度 A3サイズ 800 枚

7 本市の基本情報

人 口:305,682人(令和5年8月1日現在) 世帯数:137,077世帯(令和5年8月1日現在)

令和2年国勢調査における情報

調査区数: 2,390 調査区

調査員数:指導員237人 調査員1,255人

面 積:49.42 km

8 保守

(1) システム導入時に紙または電子データでシステム操作マニュアルを納品し、本市職員への操作研修を実地で1回以上行うこと。

- (2) 統計調査支援システムに変更またはバージョンアップがあった場合は本市と協議の上、適切に対応すること。
- (3) 要図や源泉徴収票等、様式が定められている書式に変更があった場合は、保守内でバージョンアップを行い対応すること。
- (4) (株) ゼンリンにより電子住宅地図が更新された場合は、本市システムの背景住宅地図の 更新を行うこと。
- (5) 本市からの問い合わせには、電話・メールにて対応し、必要に応じて訪問すること。
- (6) 障害発生時には速やかに復旧、原因調査、報告を行うこと。また、復旧に日数を要す場合は代替機を用意する等の対応により、業務に支障の無いようにすること。

9 支払方法

毎月払いとし、契約金額を60等分した金額(1円未満の端数が生じるときは、その分を最初の支払月に支払う。)を賃借実績に応じて月額賃借料として支払う。

10 その他

- (1) 個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することの無いよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。
- (2) 入力情報のうち、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号) に規定する個人情報をいう。)については、同法の趣旨に則って行わなければならない。
- (3) 統計調査支援システムで登録・入力した電子データに関する権利は、すべて本市に帰属する。
- (4) プログラム著作権の帰属は、著作権法に準拠する。
- (5) 契約期間満了時には、賃貸借対象機器のデータ完全消去および撤去を行うこと。また、データ消去証明書を本市へ提出すること。
- (6) データ消去、撤去およびリサイクル処理等、機器の返却に係る費用は契約金額に含む ものとする。
- (7) この仕様書に記載がない項目については、双方協議のうえ、決定するものとする。